

令和元年 9 月 9 日

報道機関 各位

青森県健康福祉部医療薬務課

青森県内における麻薬及び向精神薬取締法違反
(向精神薬処方せん偽造) 事件について (注意喚起)

本県の麻薬取締員が端緒を得た標記事件について、青森県警察と共同で捜査を行い、本年 9 月 6 日付けで十和田警察署から青森地方検察庁宛て書類送致となりましたので、お知らせします。

ついでには、同種犯罪の抑止のため、下記の通り注意喚起を行いたいので、報道方、特段の御配慮くださるよう、お願いいたします。

なお、本事件については、本日付けで十和田警察署及び青森県警察本部組織犯罪対策課の連名による投げ込みを行っています。

記

1 概要

平成 30 年 1 月 15 日、被疑者(三沢市内居住女性)が十和田市内の医療機関の医師から交付を受けた向精神薬処方せんを、同市内のコンビニエンスストア 2 箇所でカラーコピーして偽造し、十和田市内の 2 薬局に対して、それぞれ、偽造した向精神薬処方せんを提出して、真正な処方せんとして誤信させたもの。

2 青森県からのお願い

(1) 県民に対する注意喚起

「向精神薬処方せんを偽造・変造する行為」(処方せんをコピーすること、処方せんに書き加えること及び内容を書き換えること)は、麻薬及び向精神薬取締法第 7 2 条第 4 号(向精神薬処方せん偽造・変造)に該当する行為ですので、絶対に行わないでください。

(2) 薬局及び医療機関に対する注意喚起

向精神薬処方せんが偽造・変造されていないか(印鑑の色・紙質・処方量・日数が不自然でないか)十分注意してください。また、遠方の医療機関からの見慣れない処方せんの場合は特に注意し、偽造・変造処方せんが持ち込まれた場合は、調剤を行わず、青森県健康福祉部医療薬務課又は管轄する保健所まで連絡してください。

報道機関用提供資料	
担当課・担当者	医療薬務課 薬務指導グループ GM: 佐々木総括主幹 担当: 鈴木主査
電話番号	0 1 7 - 7 2 2 - 1 1 1 1 (内線 6 2 5 4)
	直通 7 3 4 - 9 2 8 9
広報広聴総括責任者	健康福祉部 奈須下次長 (内線 6 2 0 2)